

令和5年11月6日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

れいわ新選組
船後靖彦
木村英子
天島大輔

障害者が地域で当たり前暮らすための基盤整備に関する要望書

私たち障害者議員は、障害当事者の声を直接国政へ届けるため、当事者の立場から政府に対し障害者施策への提言を行ってきました。しかしながら、どんなに重い障害があっても、健常者と同じように、共に地域で生きていける社会の実現には程遠い現状です。

この国の障害者施策が施設収容中心だった時代に、地域で生きるための障害者運動が始まり、すでに半世紀以上が経ちました。その間、住宅、交通、就労、就学などすべての面において社会で障害者が生きていける保障や制度が何もない中で、障害者にとって生きる要である介護保障を行政に対して訴え、現在の制度が作られてきました。

しかし、平成15年に措置制度から契約制度に変わり、障害者自立支援法、障害者総合支援法と法改正をするたびに障害者施策が改変されていく中で、施設からの地域生活移行は極めて不十分です。

そのような現状において、令和4年8月に障害者権利条約に関する対日審査が初めて行われ、同年9月9日に日本政府に対して総括所見（勧告）が出されました。その中で、障害者権利委員会は日本政府に対し、「障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること」と要請しています。

この要請に対する政府の姿勢は真摯さに欠けると言わざるを得ません。

第一に、介助を必要とする障害者が地域で自立生活を送るための制度が極めて不十分です。特に、地域で暮らしていくうえで欠かせない就学や就労などの社会参加に介助をつけられない制度となっています。

第二に、障害者の自立生活を支えるヘルパーの深刻な人手不足が一向に解消されません。ヘルパーの処遇改善についても、政府の対応は小手先の施策に留まっています。

このような問題意識のもと、以下の3点を強く要望します。厚生労働省におかれましては、障害者権利条約特別委員会での条約作成過程のスローガンである「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を真摯に受け止め、障害者の現状に耳を傾け、われわれの要望を是非とも実現していただきたく存じます。

記

1. 参議院厚生労働委員会において採決された障害者総合支援法等改正案の附帯決議にある「施行後五年の見直しを待たず、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見の内容を踏まえ、次回の定期報告が令和十年とされていることを見据え、当事者参画の下で速やかに見直しに向けた検討を開始すること」を早急に実現するために、障害当事者が参画した協議の場を速やかに設けること。
2. 重度訪問介護・同行援護・行動援護において就学や就労などの社会参加に介助をつけられない制限を速やかに撤廃し、どんな場面においても介助が保障される制度を確立すること。
3. 個々の障害者の介助ニーズに対応できる人材不足が深刻になる中で、国が責任を持ってヘルパーの抜本的な賃金アップを図るなど、人手不足を解消するための方策を早急に講じること。

以上